

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日とさせていただきます)

## 目次

◆選管告示  
昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙の境港市選挙区において開催する立会演説会の演  
説の順序等  
昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙の東伯郡選挙区における立会演説会を行わない旨  
の告示

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙の境港市  
選挙区において開催する立会演説会に参加の申出のあつた候補者について、  
その者の演説をすることができる立会演説会の日時及び会場並びに各立会  
演説会における演説の順序を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例  
(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第五条第二項及び第三項の  
規定により次のとおり決定したので、同条例同条第四項において準用する  
同条例第四条第五項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

立会演説会を開催すべき日時及び会場

境港市選挙区

日	時	会	場	演説の順序		
				第一順位	第二順位	第三順位
三月十七日	日	十三時三十分	境港市	境小学校	しぶ谷	阿部
三月十九日	火	十九時三十分	"	大祥寺	阿部	しぶ谷
三月二十一日	木	十九時三十分	"	中浜小学校	広島	阿部

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙の東伯郡  
選挙区における立会演説会は、参加の申出のあつた候補者が二人に達しな  
いので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月  
鳥取県選挙管理委員会規則第一号)第十六条第二項の規定により行わない。  
昭和四十九年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章